

デジタル庁における政策評価説明資料

令和4年3月

統括官(戦略・組織担当)付

参事官(総務担当)付 政策評価班

政策評価法に基づく評価業務

○ 政策評価制度

- ・平成13年6月、政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律(以下「政策評価法」という。)が制定され、平成14年4月から施行。
- ・デジタル庁においても政策評価法に基づき、適正な政策評価を実施する必要がある。

1. 政策評価の目的

- (1) 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底
- (2) 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- (3) 国民的視点に立った成果重視の行政への転換

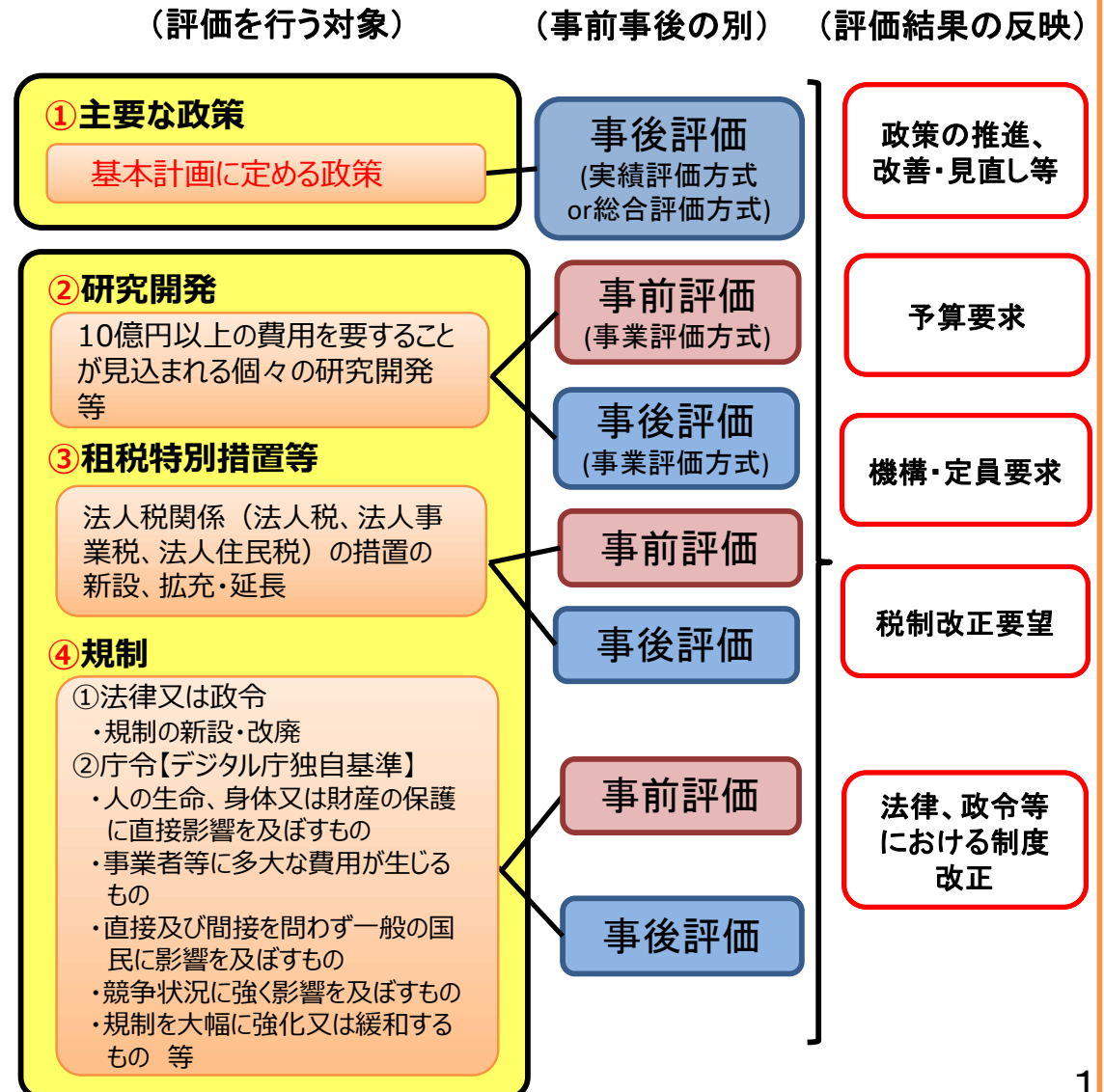
2. 政策評価の観点

- (1) **必要性**
政策の目的が、国民や社会のニーズに照らして妥当か。行政が担う必要があるか。
- (2) **効率性**
投入された資源量に見合った効果が得られるか。必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- (3) **有効性**
政策の実施により、期待される効果が得られるか。

3. 政策評価の主体

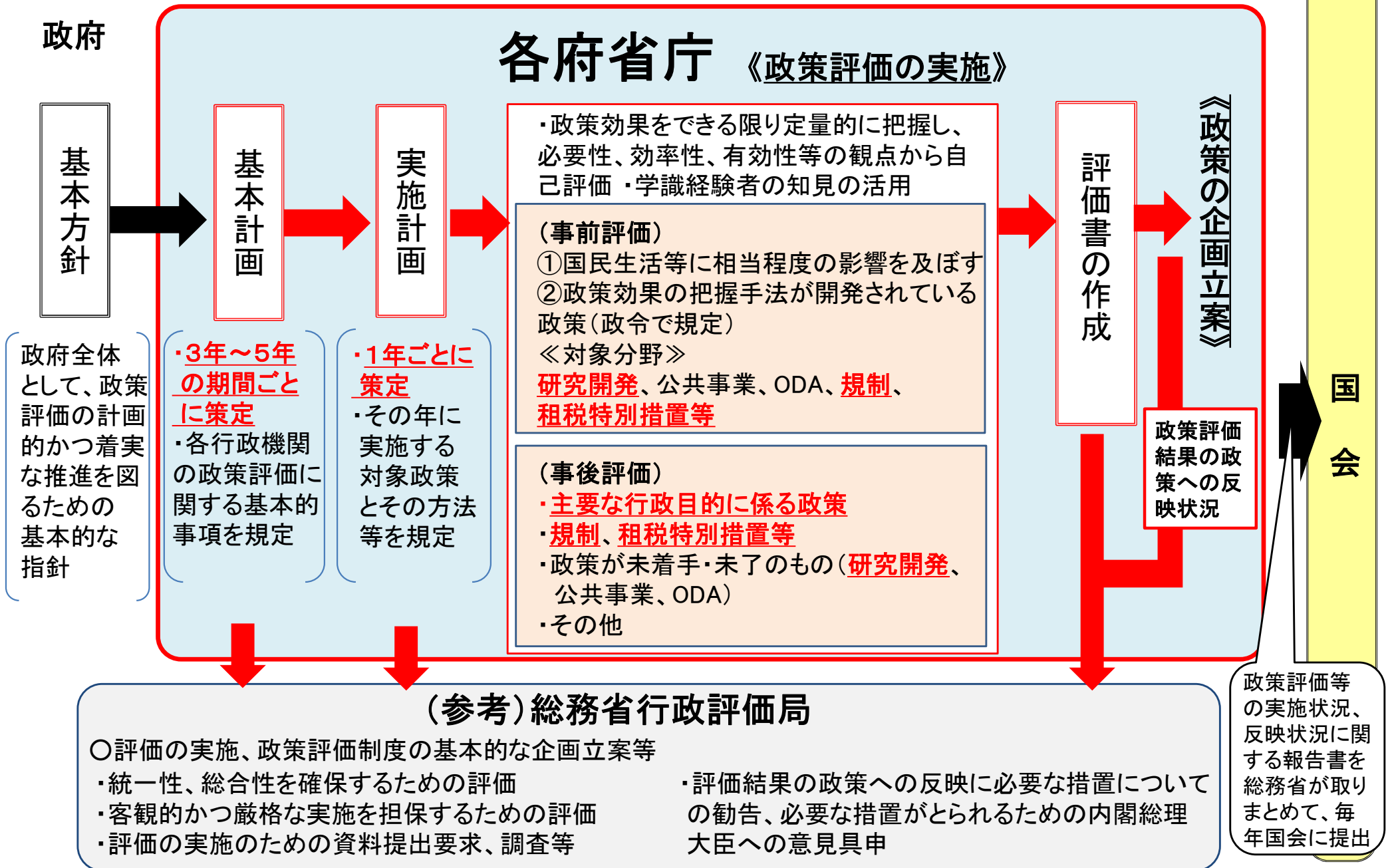
各府省庁は、所掌する政策について自ら評価を実施

(総務省政策評価ポータルサイト掲載資料を一部加工)

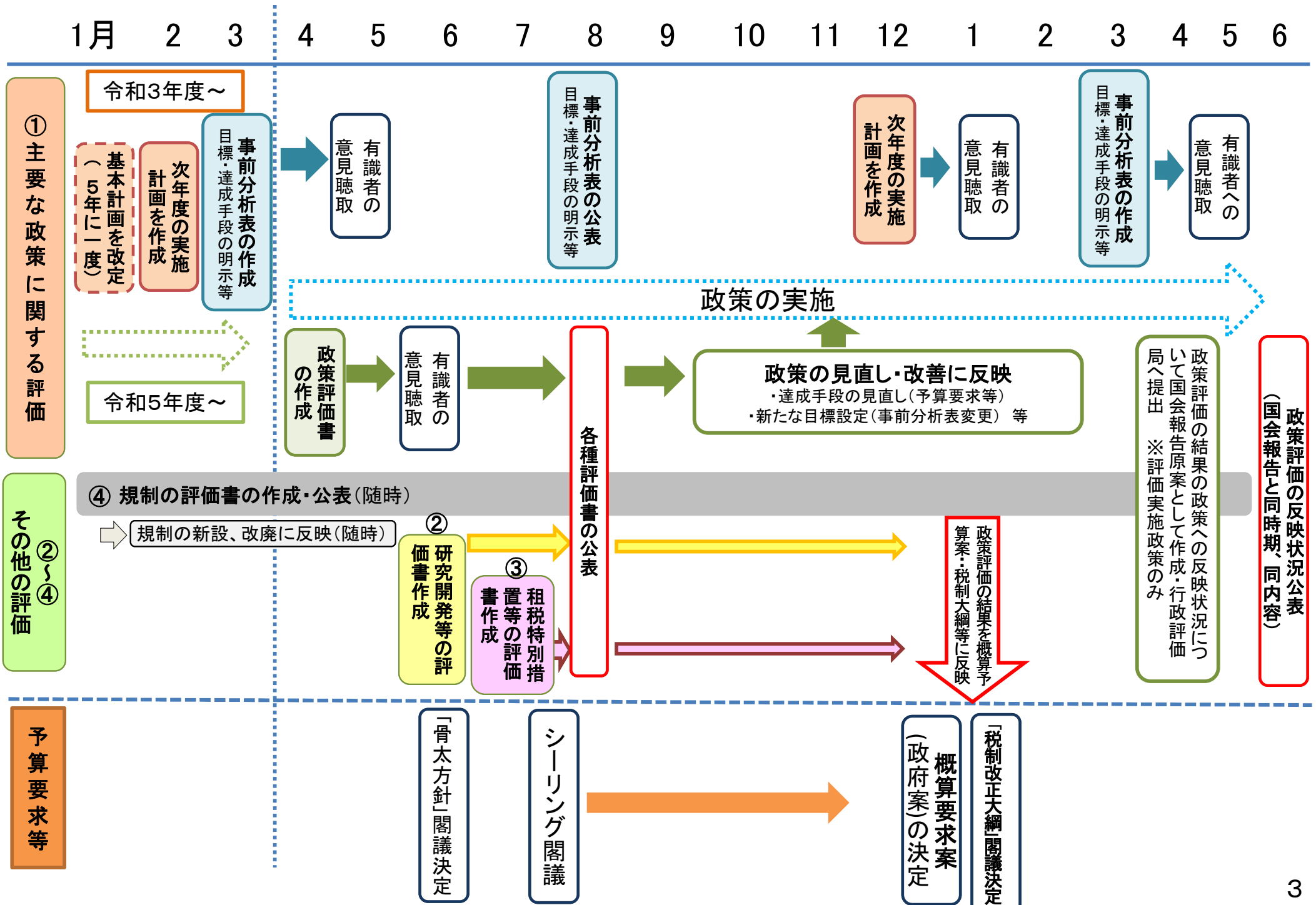


政策評価業務の範囲について(概要)

※赤枠内が実施する業務に該当

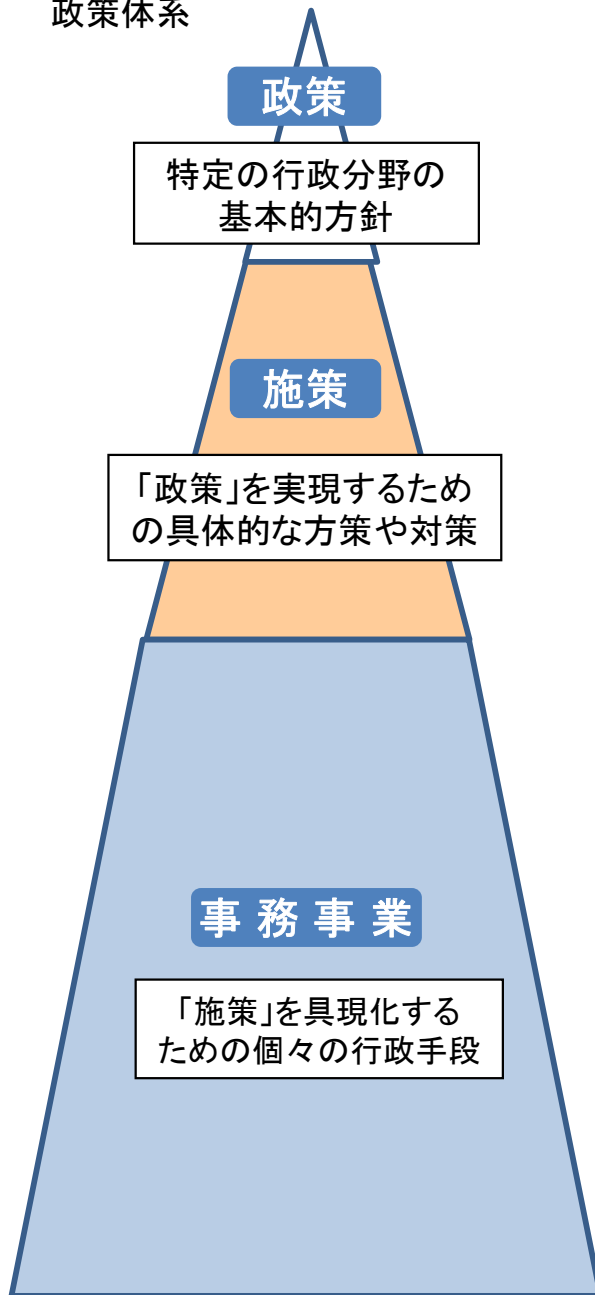


政策評価の年間スケジュール



政策評価の対象及び評価方式の概要

政策体系



1. 実績評価方式

- 全府省が、主要な政策の約500施策を対象に行う事後評価
- 政策の見直し・改善に資する見地から、あらかじめ目標を設定の上、これに対する実績を測定して、目標の達成度合いを評価

①【目標管理型の政策評価(主要な政策の評価)】

2. 総合評価方式

- 特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価。

3. 事業評価方式

- 意思決定前に、期待される政策効果や費用を、費用便益分析等により推計・測定し、費用に見合った政策効果が得られるか等の観点から評価。必要に応じ、事前評価を踏まえて事後的に検証

②【研究開発ODA等】

研究開発・ODAの実施等について、専門的知識を有する者等を活用し評価
(事前・事後評価)

③【租特】

税制改正要望の提出に当たり、①合理性、②有効性、③相当性の観点等から評価
(事前・事後評価)

④【規制】

規制の新設・改廃に当たり、その費用・効果等を評価
(事前・事後評価)

【公共事業等】

公共事業等の実施に当たり、その費用・効果等を評価
(事前・事後評価)

デジタル庁における政策評価について(方向性)

政策評価は、各府省庁が行う政策について、自らその政策の効果을把握・分析し、事前及び事後に評価を行うことにより、計画的かつ効率的な事業の企画立案及び実施運営を図るとともに、その結果を次回以降の政策立案に反映するなど、恒常的な事業内容の見直しや改善に役立てることを目的に行うもの。

○ 政策評価法に基づき、各省庁において整備する必要がある主な事務

- 基本計画の策定(法第6条)
- 実施計画の策定(法第7条)
- 評価書の作成(法第10条)
- 政策評価の結果の予算への適切な活用(法第4条)
- 学識経験者等の活用(法第3条2項2号、法第6条2項7号、法第10条)

○ 政策評価を巡る最近の動き

- 令和3年11月16日 第1回デジタル臨時行政調査会(会長:岸田総理)において、「デジタル国家を実現するために不可欠な、デジタル時代に見合った行政(体制、調達、政策形成、評価等)を実現することが必要。」と提言あり。
- 令和3年12月9日 行政改革推進会議(議長:岸田総理)において、岸田総理からデータを活用してスピーディに政策サイクルを回し、柔軟に政策の見直しを行う新しい政策形成・評価の在り方について議論を進めるよう指示あり。
- 令和3年12月22日 第2回デジタル臨時行政調査会において、牧島デジタル大臣から『アジャイル型政策形成・評価』について、令和4年1月に行政改革推進会議の下にWGを設置し、検討する旨の報告あり。※2/14第1回を開催
- 同会議で金子総務大臣が「デジタル時代の状況変化にスピーディに対応するために政策改善サイクルを素早く効率的に回していくことが重要。6月を目途に政策評価制度の見直しについての具体的な方策を示す。」と発言。

◎ デジタル庁における政策評価の方向性

- デジタル庁においても、今年度中に他省庁と同様に政策評価法に基づく政策評価に関する基本計画や実施計画の策定等の所定の整備をおこなう。
- デジタル庁独自の取り組みとして行われている政府システムにおけるプロジェクト監理については、年間を通してフェーズ毎の検証・改善が行われており、評価の重複を取り除く観点からも、目標管理型の評価ではなく、これらの成果を土台にした総合評価方式による評価とする。
- 政策評価を行うに際しては、政策目標の達成に向け、創意工夫を尊重するとともに、EBPMについても積極的に推進する。

デジタル庁の政策評価基本計画及び令和4年度実施計画

(1) 基本計画

- 計画期間
令和3年9月1日から令和8年3月31日（5か年度）
- 事後評価の対象となる政策 ※ 予算とリンク
 - 政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進
 - 政策2 情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進
- 評価方式等
 - ・政策1については実績評価方式による評価、政策2については総合評価方式による評価とする。
 - ・目標の達成に向けた創意工夫を尊重するとともに、適正な根拠(データ)に基づく、EBPMの実践を積極的に推進。
- 学識経験者等の知見の活用
政策評価による政策マネジメントの在り方、デジタル庁の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から意見を聴取するなど積極的にその知見を活用 ※ 有識者会議の設置

(2) 令和4年度実施計画

- 計画期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)
- 事後評価を実施する施策 ※ 政策評価制度の趣旨に基づき、施策単位での事後評価を実施

主要な政策		施策の概要	
政策1	デジタル社会の形成に関する施策の推進	・準公共・相互連携分野のデジタル化の推進 ・マイナンバー制度の推進 ・情報システム統一研修運営	実績評価方式 (目標管理型)
政策2	情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	・情報システムの整備	総合評価方式

※ 令和3年度中に実施した政策に係る事後評価については、令和4年度に実施した政策に係る事後評価と併せ、令和5年度に実施する。

デジタル庁の政策評価等に関する有識者会議等

○概要

- ・ デジタル庁の政策に関する評価や目標設定等において、専門的な見地から適切な助言や意見を得るために、政策評価制度及び評価対象政策等について専門知識を有する学識経験者等で構成する有識者会議を設置する（主催：統括官（戦略・組織担当））。
- ・ 有識者会議においては、デジタル庁における基本計画及び実施計画、主要な政策、評価対象施策の目標管理等について審議・意見聴取を行う。

○有識者会議の委員の選定

- ・ 有識者5名程度で構成。委員の選定に当たっては、現在、政策評価に精通した、またはデジタル関連分野で活躍されている学識者を中心に、実績等を総合的に勘案して選定。
- ・ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、委員の女性比率4割以上を目指す。

○デジタル庁政策評価等連絡会議

- ・ 委員会の運営を効率的かつ円滑に行うため、有識者会議の下に、政策評価担当参事官が主宰し、予算及びシステム統括・監理担当参事官、各グループの総括担当参事官等で構成する連絡会議を置く。
- ・ 連絡会議においては、デジタル庁における政策評価等の基本計画、年度ごとの実施計画、評価対象施策等について、事前審議を行うほか、政策評価の実施に関する情報共有及び連絡調整等を行う。

○開催時期等（他省庁における開催例）

- ・ 必要に応じて会議を開催。
 - ◆大まかな開催スケジュール
 - 6月 当該年度の評価対象政策評価書等の審査（持ち回り）
 - 7月 当該年度の評価対象政策に係る評価方向性検討/行政事業レビューとの合同会合（実会合）
 - 8月 当該年度の政策評価書、事前分析表確定のご報告（持ち回り）
 - 2～3月 次年度の政策評価実施計画及び評価対象施策等の御意見伺い（持ち回り）